

大阪府環境保全活動補助事業について

1 H25年9月の第3回部会における検討

(1) 事務局からの説明

- ・申請団体・申請事業の有する新規性・先進性を評価の基本とするが、あわせて申請事業の発展性等の内容をより重視した補助制度として運用するため、大阪府環境保全活動補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）における同一の団体に対する補助期間・補助回数の制限を削除するとともに、補助対象事業となる活動に対し、「成果が広く府民に還元される活動」と付記することで広域行政としての大阪府の役割を明確にする。ただし、同一の団体の同一の事業については従来どおり3回までとする。
- ・補助金交付の申請における補助対象事業の経費の内訳を明確にするため、収支予算書を変更する。

(2) 委員からの意見

- ・科研費のようなものは内容さえ良ければ回数に制限はないが、回数の制限をなくす弊害として、どのような申請でも通るとなれば問題ではないか。申請の上手なところにしか補助金がいなくなり、稚拙でもやる気のあるところに補助金がいなくなるのは問題ではないか。
- ・大阪府は、スタートアップとして補助したあとは自立してほしいというが、自立できる方法を示せるか。収益のあがる環境保全活動はあるか。制限を設けず、効果が発揮されていれば補助してもよいのではないか。新規の事業と継続の事業で審査の方法や評価の仕方は異なるはずであり、評価方法が検討課題となる。
- ・事業をバリエーションに応じて類型分類してはどうか。スタートアップ型と継続型があり、さらに継続型でも同一事業を継続するものと別事業に展開するものがある。それぞれに審査基準は全て異なるはずである。また、主体を育てることと、活動を育てることは分ける必要がある。

(3) 結果

- ・補助対象事業に「成果が広く府民に還元される」を付記することと、収支予算書の変更については、了承した。（→H26年度募集に反映済み）
- ・補助の制限については、大阪府として本補助事業の課題を明確にした上で、引き続き検討していくこととなった。

2 検討課題の整理

これまでの部会意見等を踏まえ、今後の検討課題について次のように整理した。

本部会での意見を踏まえて、次回以降の部会において、要綱及び審査基準の改定案についてご審議いただく。

【補助対象事業の内容について】

- ・どのような環境保全活動を支援すべきか。これまでは自主的な環境保全活動を促進するため、事業のスタートアップを補助してきた。
- ・スタートアップ型と継続型に区分を設けるべきか。

【補助期間・回数制限について】

- ・交付団体に対する一定の制限を設けるべきか。これまでは「3年間もしくは3回」を限度としていた。

【審査基準について】

- ・補助期間・回数制限の有無に関わらず、事業効果を適切に検証できる審査基準について、その内容はどうか。
- ・初回の申請及びそれ以降の申請に対して、それぞれに審査項目及び基準を分けるべきか。その内容はどうか。（スタートアップ型と継続型に区分するとした場合はどうか。）
- ・同一団体が新たな事業で申請してきた場合の取扱いはいかにすべきか。

(参考)

大阪府環境基本条例（抜粋）

（自主的な活動の支援）

第十四条 府は、事業者、府民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）の豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

大阪府環境保全活動補助金交付要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 府は、大阪府環境基本条例に基づき、府民、事業者で組織する民間団体（以下「団体」という。）の豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、大阪府環境保全基金を活用して予算の定めるところにより、先進的で他の模範となる環境保全活動等に対し、大阪府環境保全活動補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年規則第85号）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

（補助期間）

第4条 同一の団体に対する補助は、3年間もしくは3回を限度とする。